

1. 従来の制度による各種助成費

	種 別	寺院	組	教区	合 計
①	賦課金奨励費	—	217,770,000 12.0%	—	217,770,000 12.0%
②	本願寺教化助成費 (門徒講懇志分)	303,770,000 7%/15%	136,530,000 6.5%	42,000,000 2.0%	482,300,000 最大23.5%
③	宗派一般会計から 教区・組・寺院への 助成費	800,000	17,500,000	58,520,000	76,820,000
④	宗派教化助成費 (宗派諸懇志分)	1,200,000 7%/15%	520,000 6.5%	160,000 2.0%	1,880,000 最大23.5%
合 計		305,770,000	372,320,000	100,680,000	778,770,000



2. 令和8年度予算(案)

[支出費目は一般会計歳出]

	種別/支出費目	寺院	組	教区	合 計
変更	① 賦課金奨励費 第1類8款3項1目	—	217,770,000 12.0%	—	217,770,000 12.0%
	② 本願寺教化助成費 (門徒講懇志分) 第1類8款9項	167,756,000 8.0%	—	—	167,756,000 8.0%
	③ 宗派一般会計から 教区・組・寺院への 助成費	800,000	17,500,000	58,520,000	76,820,000
廃止	④ 宗派教化助成費 (宗派諸懇志分)	—	—	—	—
新設	⑤ 宗派活動助成費 門徒講懇志助成相当額 第1類14款1項	—	136,530,000 (6.5%)	42,000,000 (2.0%)	178,530,000 (8.5%)
小 計		168,556,000	371,800,000	100,520,000	640,876,000
⑥	建物積立 第1類13款10項				177,000,000
合 計					817,876,000

※ 第二無量寿堂特別懇志・参与講金進納に対する教化助成費は従来通り交付する。

- 「①賦課金奨励費」は従来通り交付する。
- 「②本願寺教化助成費」(門徒講懇志に対する教化助成費及び地方事務費)は、寺院への教化助成費8%に変更する。
- 「③宗派一般会計から教区・組・寺院への助成費」は従来通り交付する。
- 「④宗派教化助成費」(宗派懇志及び宗門総合振興計画推進懇志等に対する教化助成費及び地方事務費)は、廃止する。
- 2、4の変更・廃止にともない、従来の門徒講懇志に対する教区・組への教化助成費及び地方事務費と同率の額を「⑤宗派活動助成費」として助成する。
ただし、この交付額は令和9年度以降段階的に下げていき、令和10年度には廃止することを目指す。
なお、その減額分は将来を見据え建物積立金の増額に充てる。
- 組事務補助費(@18万円×522組、9,396万円)は、従来通り交付する。
- 賦課制度の見直しについては、引き続き検討を行う。

※ 教区規程に基づき、組長は毎年度組の予算書を作成し、教務所長に報告することとなっている。今後は、予算書の書式を統一し、決算書を毎年7月31日迄に教区を通じ総局に提出することとする。
総局は、実績に応じた教区・組への助成制度について、宗会議員の意見を聞き、令和10年度より導入することを目指す。